

< 企画課監査指導室 >

1 平成19年度における障害保健福祉行政事務指導監査について

(1) 障害者自立支援法に基づく指導監査等について

障害者自立支援法に基づく指導監査については、同法に基づく制度の円滑かつ厳正な運用が求められており、都道府県・指定都市並びに中核市においては、障害福祉サービス事業者等及び管下市町村に対する指導監査の実施に当たって、指定事業者等による適切なサービス提供、新制度における事業の円滑な移行などに重点を置いた指導をできる限り現地に行うとともに、制度の周知について特段のご配意を願いたい。

また、当省としては、自立支援指導官を設置し、都道府県などへの必要な助言、情報の提供等を予定しているところであり、19年度においては、20年1月及び2月に、自立支援指導官による指導監査の実施に必要な事項についての調査を実施することとしている。対象となる都道府県については、後日通知することとしているのでご協力願いたい。

(2) 障害者自立支援法に基づく指導監査の指針について

障害者自立支援法に基づく指導及び監査については、地方自治法に基づく、技術的助言として以下の指針を通知することとしている。

- ア 指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について
- イ 自立支援給付事務等の市町村の指導について
- ウ 障害者支援施設等に係る指導監査について

(3) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

ア 基本方針

指導監査は、「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則」（昭和50年8月13日児発第532号の2厚生省児童家庭局長通知）及び「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」（昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知）を踏まえて実施するとともに、「特別児童扶養手当等支給事務指導監査の実施について」（平成12年6月21日障第488号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知の別紙「特別児童扶養手当等支給事務監査要綱」を参考として、適正な指導監査の実施に努められたい。

また、地方事務所等に指導監査を委任（専決権付与等）している都道府県にあっては、監査マニュアルの作成、これらに関する研修を行うこと等により、監査担当職員の資質の向上、統一的な指導監査の実施に努められたい。

イ 平成19年度指導監査の重点事項等

(ア) 特別児童扶養手当について

① 監査体制の確保

手当の支給事務等について、適切な組織体制、新任職員等に対する研修等が確保されるよう指導されたい。

② 適正な請求書受理事務

認定請求書の受理事務について、公的年金受給権の確認、関係機関等への照会、診断書、身体障害者手帳又は療育手帳の写の添付及び住民票の写・戸籍謄本等の確認を徹底するよう指導されたい。

③ 支給要件等の審査の徹底

支給要件の審査に当たり、生計維持関係については、戸籍及び住民票により確認し、所得状況については課税台帳等により確認することとし、また、障害程度の変動による手当額の改定に当たっては、診断書等の資料に基づき適正に処理されるよう指導されたい。

(イ) 特別障害者手当等について

① 適正な障害程度の認定

障害程度については、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和60年12月28日社更第163号厚生省社会局長通知）の別紙「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」を踏まえ、適切な認定を行うよう指導されたい。

② 適正な所得審査

所得額の把握については、税務担当部署との緊密な連携等によりの確に所得審査を行うよう指導されたい。

③ 現況調査等の徹底

受給資格について、社会福祉施設等への入所の有無、3か月を超える入院の

状況、死亡等を的確に把握するため、市町村、福祉事務所等の関係機関と連絡を密にして、十分な調査確認が行われるよう指導するとともに、受給資格者の資格喪失に係る届出義務についても、周知徹底を図るよう指導されたい。

(4) 精神科病院に対する実地指導について

精神科病院に対する実地指導については、各都道府県及び各指定都市において実施されているところであるが、今年度の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係行政事務指導監査において、精神科病院に対する実地指導の検証を行った結果、入院者の処遇や法律上の諸手続等の重要事項について、指導が行われていない事例が認められ、また、指導後の改善も十分ではない状況が見受けられたので、関係部局と連携の強化を図るとともに、平成10年3月3日各都道府県知事・各指定都市市長あて4部局長連名通知「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」等に基づき、指導方法に創意工夫を凝らし、適正かつ効果的な実地指導に努められたい。

2 平成19年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について

(1) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

平成19年度都道府県に対して行う特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査の実施計画については、別紙1のとおりであるので、ご了知願いたい。

(2) 自立支援指導官による調査

自立支援指導官による障害者自立支援法に関する指導監査については、平成20年度から実施を予定しているが、19年度は指導監査の実施にあたり必要な事項等の調査を平成20年1月及び2月において実施することとしている。調査の対象としてお願いする都道府県については後日通知するので、ご協力願いたい。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係行政事務指導監査について

平成19年度の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係行政事務指導監査の実施計画については、次のとおり重点事項を定め、原子爆弾被爆者に対する援護に関

する法律及び結核予防法等関係行政事務指導監査と併せ、別紙2の実施計画により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

また、当該指導監査の際には、平成19年度においても、精神科病院入院者の適正な医療及び保護の観点から、引き続き、精神科病院に対する実地指導の検証を行うこととしているので、指導監査が円滑に実施できるよう特段のご配慮をお願いしたい。

(指導監査重点事項)

- ア 指定病院及び応急入院指定病院の指定基準の遵守状況
- イ 精神科病院の実地指導及び実地審査状況
- ウ 措置入院及び医療保護入院に係る事務処理状況
- エ 精神医療審査会における退院請求・処遇改善請求の処理状況（処理期間等）
- オ 精神医療費の公費負担事務処理状況（レセプト等の審査点検等）
- カ 精神科病院に対する実地指導等の検証

3 その他

平成18年度特別児童扶養手当等に係る指導監査の実施状況については、別途通知するので提出をお願いしたい。

平成19年度特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査等実施計画(案)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------|----|------------|------------|------------|----|------------|-------------------|--------------------|-------------------|--|--|----|
| 実施計画 | | 岐阜県 (1) | 宮城県 (1) | 秋田県 (1) | | 岩手県 (1) | 栃木県 (2) 愛知県 | 神奈川県 (2) 静岡県 | 福岡県 (2) 香川県 | 障害者自立支援に基づく調査の指導 障害者自立支援に基づく調査の実施 障害者自立支援に基づく調査の実施 | 障害者自立支援に基づく調査の指導 障害者自立支援に基づく調査の実施 障害者自立支援に基づく調査の実施 | |

(注) 上記計画については、都合により変更する場合がある。
1月及び2月の調査の実施対象となる都道府県については後日連絡する。

平成19年度公衆衛生関係行政事務指導監査実施計画

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係)

| 実施期間 | 自治体名 | 備考 |
|------------------------|--|---|
| 各自治体ごとに実施期間を定めて別途通知する。 | <p>(都道府県) [24]</p> <p>北海道 青森県 岩手県 秋田県</p> <p>山形県 福島県 栃木県 千葉県</p> <p>新潟県 富山県 石川県 福井県</p> <p>山梨県 三重県 京都府 広島県</p> <p>山口県 徳島県 愛媛県 高知県</p> <p>熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県</p> <p>(指定都市) [7]</p> <p>仙台市 千葉市 川崎市 静岡</p> <p>名古屋市 京都市 福岡市</p> <p>[合計 31]</p> | <p>(注)</p> <p>1 平成18年度の対象自治体であっても、当該年度における指導監査の結果によっては、平成19年度において追加して実施する場合がある。</p> |